

■自動車税種別割（県税）

この税は、自動車（軽自動車・大型特殊自動車などを除く）の保有に対して課税されるものです。



県内に主たる定置場のある自動車の所有者。
ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは買主。



主なものは以下のとおりです。
※「自家用」欄の下段は、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自家用の乗用車（登録車）の自動車税種別割の税率です。

区分		営業用	※ 自家用
乗用車	総排気量が1ℓ以下のもの	7,500円	25,000円 (29,500円)
	総排気量が1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	8,500円	30,500円 (34,500円)
	総排気量が1.5ℓを超え2ℓ以下のもの	9,500円	36,000円 (39,500円)
	総排気量が2ℓを超え2.5ℓ以下のもの	13,800円	43,500円 (45,000円)
	総排気量が2.5ℓを超え3ℓ以下のもの	15,700円	50,000円 (51,000円)
	総排気量が3ℓを超え3.5ℓ以下のもの	17,900円	57,000円 (58,000円)
貸客兼用自動車 (1ト以下)	総排気量が1ℓ以下のもの	10,200円	13,200円
	総排気量が1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	11,200円	14,300円
	総排気量が1.5ℓを超えるもの	12,800円	16,000円
トラック	最大積載量が1ト以下のもの	6,500円	8,000円
	最大積載量が1トを超え2ト以下のもの	9,000円	11,500円
	最大積載量が2トを超え3ト以下のもの	12,000円	16,000円
	最大積載量が3トを超え4ト以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が4トを超え5ト以下のもの	18,500円	25,500円



- 毎年4月1日現在の所有者が5月末までに納めます。
(自動車税事務所から納税通知書が送付されます。)
- 4月1日（賦課期日）以降に所有権の移転などがあると次のようになります。
※新規登録の場合は運輸支局で登録申請の際、自動車税事務所に申告し、自動車税証紙で納めます。なお、※OSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス、41ページ参照）も利用できます。

異動の状況	課税の取扱い
新規登録	登録の翌月から年度末までの月数による課税
廃車(抹消登録)	抹消登録の翌月から年度末までの月数による減額 (奈良県へ納められた自動車税のうち、減額された分は、後日還付します。)
県外との転入出	4月1日現在の所有者に全額課税
県内間での所有者変更	4月1日現在の所有者に全額課税



地球環境にやさしい自動車の普及をすすめるため、排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車は自動車税種別割が軽減（軽課）され、新車新規登録から一定年数を経過した、環境への負担が大きい自動車は自動車税種別割が増額（重課）される特例措置（グリーン化特例）が設けられています。

1. 軽課

令和3年度に新車新規登録された自動車のうち、下表に該当するものは翌年度の自動車税種別割が軽減されます。なお、令和3年3月31日までに新車新規登録された自動車に対する軽減（軽課）措置の適用は終了し、通常の税額になっています。

対象となる自動車					軽減額の割合	
電気自動車 （燃料電池車を含む） プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 （平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）					R4年度種別割を	
右の排出ガス基準・排出ガス規制と燃費基準の両方を満たす	平成17年排出ガス基準75%低減達成 または 平成30年排出ガス基準50%低減達成	かつ	令和2年度燃費基準達成	かつ	令和12年度燃費基準90%達成	概ね 75% 軽減
	【クリーンディーゼル車】 平成21年排出ガス規制適合 または 平成30年排出ガス規制適合				令和12年度燃費基準70%達成	R4年度種別割を 概ね 50% 軽減
営業用乗用車						

※令和4年度の自動車税種別割が軽減されるものは、令和3年度（R3.4.1～R4.3.31）に新車新規登録された自動車のうち、上の表に該当するものです。

2. 重課

下記の条件に該当する自動車については、令和4年度の自動車税種別割が増額（重課）されます。（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）

なお、増額は対象自動車が抹消登録等により課税対象とならなくなるまで継続されます。

重課開始年度	対象となる自動車	増額の割合
令和4年度～	平成21年3月31日までに新車新規登録されたガソリン・LPG自動車（バス・トラックを除く）	概ね 15% 増額
	平成23年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル自動車（バス・トラックを除く）	
	平成21年3月31日までに新車新規登録されたガソリンバス・トラック、LPGバス・トラック	概ね 10% 増額
	平成23年3月31日までに新車新規登録されたディーゼルバス・トラック	



奈良県では身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は障害について、一定の要件に該当すれば、申請の手続を行うことによりこの税金が減免されます。

要件など詳しくは自動車税事務所（自動車税第一課 TEL 0743-51-0081）へお問い合わせください。

○対象となる自動車

障害者が所有する自動車で、次の①～③のいずれかに該当するもの

- ①障害者の方が運転する自動車
- ②障害者の方と生計を一にする方が障害者の方のために継続的に運転する自動車
- ③障害者の方のみの世帯を常時介護する方が専ら障害者のために継続的に運転する自動車
 - ・減免できる自動車は障害者1人について1台
 - ・自家用車に限る

◎ Q&A

○ 引っ越しや車の売買を行った。

引っ越しや車の売買によって現在所有している自動車のナンバーが変わっても（奈良・飛鳥ナンバー⇄他府県ナンバー）、毎年4月1日現在の所有者に1年間納税義務が生じます。

○ 手放した自動車の納税通知書が届いた。

運輸支局での移転登録はお済みでしょうか？自動車税種別割は毎年4月1日現在の登録上の所有者（又は使用者）に課税されるため、移転登録の手続きをしない限り、毎年自動車税種別割がかかります。登録手続きが済んでいるかどうかを下取りに出した所または譲受人に確認してください。

また、移転登録後もその年度については、4月1日現在の所有者（又は使用者）が、その年度1年分の自動車税種別割を納めることになります。

○ 廃車にしたはずの自動車の納税通知書が届いた。

壊れて動かない自動車を持っているが、どうしたらよいか。

車検切れで使用しなくなった自動車を持っているが、どうしたらよいか。

運輸支局での抹消登録はお済みでしょうか？抹消登録の手続きをしていない限り、毎年自動車税種別割がかかります。自動車の抹消登録をすると自動車税種別割はその月までとなります。

既に年税額を納税している場合は、月割計算によって還付されます。

○ 住民登録を移したのに自動車の納税通知書が届かない。

自動車の登録の住所を変更しましたか？住民登録を移しても、自動車の登録（車検証記載）の住所は変わりません。自動車の登録に基づいて課税されますので自動車税種別割の納税通知書の送付先も変わりません。

転居したときに郵便局に届けを出せば1年間は転送されますが、それ以後は転送されませんから納税通知書が届かなくなります。

納税通知書が届かない場合は、自動車税事務所（自動車税第一課 TEL 0743-51-0081）までお問い合わせください。

転居したときは必ず運輸支局（TEL 050-5540-2063）及び自動車税事務所へ登録変更等の手続きをしましょう。住所変更届は※OSSなど（41ページ参照）インターネットでも行えます。（詳細は下記ホームページを参照ください。）

<https://www.pref.nara.jp/12295.htm>

※よくあるご質問を掲載しましたが、詳細について、またはその他ご質問がある場合は、自動車税事務所までお問い合わせください。

◎ お知らせ

納税確認の電子化により、車検時に納税証明書の運輸支局への提示が省略できます。

あなたのお車は「奈良・飛鳥ナンバー」ですか？

自動車税は、自動車が登録されている都道府県の収入となります。

あなたの納められた自動車税が地元で生かされるように、県内在住で他府県ナンバーの自動車をお持ちの方はぜひ奈良・飛鳥ナンバーに変更してください。